

令和5年11月24日
四国電力送配電株式会社

託送料金における収入の見通しの承認について

当社は、2024年度から発電側課金制度が導入されることに伴い、料金体系の見直しが必要となることを踏まえ、情勢変化による費用の変動を託送料金に反映させるため、経済産業大臣に対し、託送料金における収入の見通しの変更承認申請を実施しておりました。

(2023年9月29日お知らせ済み)

本日、経済産業大臣から、同申請について承認を受けましたので、お知らせいたします。

今後、発電側課金制度や承認された収入の見通しを託送料金へ反映させるため、経済産業大臣に対し、2024年4月1日から適用する託送料金単価を定めた託送供給等約款の変更認可申請を行うこととなります。

当社としては、今後とも「たゆまず、とどける。」を合言葉に、電力の安定供給確保に全力を尽くし、四国地域の発展・活性化に貢献できるよう努めてまいります。

以 上